

を定めて要請することができるものとする」と。

例えば諫早干拓について、これを何々委員会においてしてくれと、委員会にあらかじめ要請することができきます。

二 前項の予備的調査に係る要請があつた場合には、各委員会においては、本制度上の基本的人権に係る要件が恣意的に運用されることとならないよう十分配慮すること。なお、刑事事件として捜査中の事件又は刑事訴追を受けている事件については、予備的調査を受ることは見合わせること。

特に野党の皆様方から、基本的人権というのと矛盾にして委員会がそれを阻止するおそれがあるのじやないだろうかということで、あえてここにこういう申し合わせを書かせていただきました。

三 各委員会の命により調査局長等が予備的調査を行う場合において、調査局長等が行つた調査協力要請を官公署が拒否したときは、当該委員会は、官公署に対し、調査協力要請に応じることができない理由を述べさせること

四 各委員会が有する国政調査機能の十分な發揮とその活動の活性化に資するため、補佐機関である調査局等の着実な体制整備及び一体的かつ効率的な運営を図るとともに、これらの職員の調査能力の向上に努めさせること。

結局、調査能力が乏しかりしていなくてはいかぬということで、ここに書きました。

それから、会計検査院関係で、皆様方のところにきょうお渡ししたところでございますが、これは、すぐれて会計検査院の独立性ということにかんがみて、我々はぎりぎりの接点として本法案をつくつたものでございます。

二 会計検査院に対する特定事項の検査要請に

一 会計検査院

当たっては、会計検査院の独立性に留意するとともに、同院の裁量権が確保される必要があることから、事前に会計検査院との十分な協議を図ることが必要である。

二 様数の委員会から同種又は多数の要請がなされる際には、現在会計検査院が行つてある検査の質、量が確保されるよう十分調整が図られることが必要である。

これは、今度の会計検査院法と我が方の国会法の改正で、会計検査院に具体的な調査を要求することができる、簡単に言えばそういう項目をつけたことは見合わせます。

そういうことに対しても、検査院としても、その独立性ということから、事前にその調整をしていただきたいというお申し出もございました。

また、いろいろな項目をいろいろな人から出された場合に、それを一括して調整をしながらやる

ということが大事なのではないかということで、

こういうおまとめをした次第でございます。

これを申し合わせ事項としてつづつおいた方

がいいのではないかと思いますが、そのことに関して御意見があればお聞かせ願い、次回の委員会までに調整をして、そしてまとめてまいりたいと

思っております。今、お聞かせ願えればお聞かせ願いたいし、持つて帰つてまた個別交渉で、ここはどうだ、ここはどうだとやつていただいても結構でございます。

○龜井小委員長 されどは、この申し合わせの件につきまして懇談に入ります。

〔午前十時二十一分懇談に入る〕

〔午前十時二十五分懇談を終る〕

○龜井小委員長 これにて懇談を閉じます。

それでは、お手元に配付の「国会法等の一部を改正する法律案の運用に関する申合せ」は、その

過並びに結果を御報告いたしますので、御了承願います。

ましては、私から議院運営委員会にこれまでの経

過並びに結果を御報告いたしますので、御了承願います。

本日は、これにて散会いたします。
午前十時二十六分散会

国会法等の一部を改正する法律案

(国会法の一部改正)

第一条 国会法(昭和二十一年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。

第四十一条第二項第十八号を次のように改める。

十八条 決算行政監視委員会

第一百四条に次の二項を加える。

内閣又は官公署が前項の求めに応じないと

きは、その理由を説明しなければならない。

その理由をその議院又は委員会において受諾し得る場合には、内閣又は官公署は、その報告又

告又は記録の提出をする必要がない。

前項の理由を受諾することができない場合

は、その議院又は委員会は、更にその報告又

は記録の提出が国家の重大な利益に影響を及ぼす旨の内閣の声明を要求することができない。

その声明があった場合は、内閣又は官公署は、その報告又は記録の提出をする必要がない。

前項の要求後十日以内に、内閣がその声明を不出さないときは、内閣又は官公署は、先に求められた報告又は記録の提出をしなければならない。

第一百五十五条を次のように改める。

各議院又は各議院の委員会は、審査

又は調査のため必要があるときは、会計検査院に対し、特定の事項について会計検査を行

い、その結果を報告するよう求めることがで

きる。

第一百五十六条 衆議院調査局に、調査局長(以下「衆

議院調査局長」という)、調査員(以下「衆

議院調査局調査員」という)その他所要の

職員を置く。

第一百五十七条 衆議院調査局長は、衆議院事務総長

を助け、衆議院調査局の事務を統括する。

第十八条 衆議院調査局調査員及び衆議院調査

院のその他の職員は、衆議院調査局長の命を受け、第十五条各号の事務をつかさどる。

会計検査院は、正確性、合規性、経済性、効率性及び有効性の観点その他会計検査上必要な観点から検査を行うものとする。

第二章第四節中第三十条の次に次の二条を加える。

第三十条の二 会計検査院は、各議院又は各議院の委員会から国会法(昭和二十一年法律第七十九号)第百五十五条の規定による要請があつたときは、当該要請に係る特定の事項について検査を実施してその検査の結果を報告することができる。

第一条 この法律は、次の常会の召集の日から施行する。

第二条 議院事務局法(昭和二十一年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

第三条 議院事務局法(昭和二十一年法律第八十号)の一部を次の二項を加える。

第十五条 衆議院事務局に、第三条第一項の部及び課のほか、次に掲げる事務を分掌するため、調査局(以下「衆議院調査局」という)を置く。

第十六条 衆議院調査局に、調査局長(以下「衆

議院調査局長」という)、調査員(以下「衆

議院調査局調査員」という)その他所要の

職員を置く。

第十七条 衆議院調査局長は、衆議院事務総長

を助け、衆議院調査局の事務を統括する。

第十八条 衆議院調査局調査員及び衆議院調査

院のその他の職員は、衆議院調査局長の命を

受け、第十五条各号の事務をつかさどる。

(会計検査院法の一部改正)

第一条 会計検査院法(昭和二十一年法律第七十

三号)の一部を次のように改正する。

第二十条に次の二項を加える。

衆議院調査局調査員及び衆議院調査局の他の職員は、前項の事務のほか、常任委員会専門員の命を受け、第十二条の規定による調査の事務をつかさどる。

第十九条 衆議院調査局長は、委員会から予備的調査を命ぜられたときは、当該予備的調査に關して、官公署に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

第二十条 衆議院事務局に係る第一条及び第四条の規定の適用については、第一条第二項中「職員」とあるのは「職員（衆議院調査局の職員を含む。）」と、第四条第二項中「局務」とあるのは「局務（衆議院調査局に係る事務を除く。）」とする。

第二十一条 この法律に定めるもののほか、衆議院調査局の組織その他必要な事項に関する規程は、衆議院議長が、議院運営委員会に附て、これを定める。

（議院法制局法の一部改正）
第三条 議院法制局法（昭和二十二年法律第九十号）の一部を次のように改正する。

第九条 衆議院法制局に置かれる部は、第一部、第二部、第三部、第四部及び第五部並びに法制企画調整部とする。

委員会の命を受けて行うその審査又は調査のために必要な法制に関する事務に係る企画調整の事務並びに決算行政監視委員会の所管に属する法制に関する事務は、法制企画調整部においてつかさどる。

第十条 衆議院法制局長は、委員会から法制に関する予備的調査を命ぜられたときは、当該法制に関する予備的調査に關して、官公署に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。（国会職員法の一部改正）

第四条 国会職員法（昭和二十二年法律第八十五号）の一部を次のよう改正する。

第一項「左に」を「次に」に改め、同条第一号中「當任委員会調査員」の下に「並びに衆議院事務局の調査局長及び調査局調査員」を加え、同条第五号中「除く外」を「除くほか」に改める。

第二十四条の三に次の二項を加える。

第二十二条の二から第二十二条までの規定は、両議院の議長が協議して定める非常勤の職員については、これを適用しない。

第三十五条中「部長」の下に「並びにその院が衆議院である場合にあつては衆議院事務局の調査局長」を加え、「當る」を「當たる」に改める。

衆議院の常任委員会として、決算委員会を改組して新たに決算行政監視委員会を設置するとともに、各議院又は各議院の委員会の内閣等に対する報告又は記録の提出要求の制度について所要の規定の整備を図る等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

衆議院規則の一部を改正する規則案

衆議院規則の一部を改正する規則

第五十六条の二、委員会は、審査又は調査のため、

第七条 第二部、第三部、第四部及び第五部並びに法

制企画調整部とする。

委員会の命を受けて行うその審査又は調査のために必要な法制に関する事務に係る企画調整の事務並びに決算行政監視委員会の所管に属する法制に関する事務は、法制企画調整部においてつかさどる。

第十条 衆議院法制局長は、委員会から法制に関する予備的調査を命ぜられたときは、当該法制に関する予備的調査に關して、官公署に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。（国会職員法の一部改正）

これを適当の委員会に送付する。

委員会は、前項の規定による書面の送付を受けたときは、当該要請に係る前条の命令を發するものとする。ただし、当該要請に係る予備的調査が国民の基本的人権を不适当に侵害するおそれがあると認めるときは、この限りでない。

第五十六条の四 委員会は、審査又は調査のため必要があるときは、議長を経由して、会計検査院に対し、特定の事項について会計検査を行い、その結果を報告するよう求めることができる。

第八十六条の次に次の二項を加える。

議長は、前項の規定による報告書の写しの提出を受けたときは、これを議院に報告しなければならない。

第九十二条第五号1中「決算委員会」を「決算行政監視委員会」に改め、同条第十八号中「決算委員会二十五人」を「決算行政監視委員会四十人」に改め、同号に次のように加える。

第十号 会計検査院が行う検査の結果並びに総務庁が行う監察及び総務庁が監察に関連して行う調査の結果についての調査に関する事項

九 1から8までに掲げる事項に係る行政監視及びこれに基づく勧告に関する事項

八 行政に関する国民からの苦情の処理に関する事項

七 行政に関する国民からの苦情の処理に関する事項

六 第五十六条の二、委員会は、審査又は調査のため、

を図るために、新たに設置される決算行政監視委員会の委員の員数及びその所管事項について定める

とともに、委員会が調査局長又は法制局長に対し予備的調査を命ずることができることとし、あわせて会計検査院に対する検査の要請手続について規定を設ける等の必要がある。これが、この規則案を提出する理由である。

この規則案は、国会法等の一部を改正する法律（平成九年法律第号）の施行の日から施行する。

理由

衆議院における行政監視の機能の充実及び強化

平成九年十二月十八日印刷

平成九年十二月十九日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

F